

令和5年9月

第6回

横手市議会  
定例会議案

## 令和5年第6回横手市議会9月定例会議案一覧表

(1) 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(2) 諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(3) 諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(4) 諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(5) 諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(6) 報告第22号	令和4年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について	1 ~ 2
(7) 同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	当日配付
(8) 同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	当日配付
(9) 同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	当日配付
(10) 認定第1号	令和4年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(11) 認定第2号	令和4年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(12) 認定第3号	令和4年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(13) 認定第4号	令和4年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(14) 認定第5号	令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁

(15) 認定第6号	令和4年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(16) 認定第7号	令和4年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(17) 認定第8号	令和4年度横手市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(18) 認定第9号	令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(19) 認定第10号	令和4年度横手市病院事業会計決算の認定について	決算書の頁
(20) 認定第11号	令和4年度横手市水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(21) 認定第12号	令和4年度横手市下水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(22) 議案第81号	横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3 ~ 6
(23) 議案第82号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7 ~ 16
(24) 議案第83号	横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17 ~ 18
(25) 議案第84号	横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19 ~ 20
(26) 議案第85号	横手市都市公園条例の一部を改正する条例	21 ~ 40
(27) 議案第86号	横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例の一部を改正する条例	41 ~ 51
(28) 議案第87号	横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例	52 ~ 65
(29) 議案第88号	工事請負契約の締結について(天下森スキー場ヒュッテ新築工事(建築本体工事))	66

(30) 議案第89号	財産の取得について(消防ポンプ自動車 1台)	67
(31) 議案第90号	市道路線の廃止について	68 ~ 69
(32) 議案第91号	市道路線の認定について	70 ~ 72
(33) 議案第92号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第5号)	予算書の頁
(34) 議案第93号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第6号)	予算書の頁
(35) 議案第94号	令和5年度横手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(36) 議案第95号	令和5年度横手市財産区特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁

報告第 2 2 号

令和 4 年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度横手市一般会計継続費精算報告書について次のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出  
横手市長 高 橋 大

令和4年度 横手市一般会計 継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出	県 金	地 方 債			其 他	国 支 出	県 金			地 方 債	其 他	国 支 出	
10 教育費	2 小学校費	小学校長寿命化対策事業(浅舞小学校)	令和3年度	円 223,792,000	円	円 201,400,000	円	円 22,392,000	円 218,657,000	円	円 193,800,000	円	円 24,857,000	円 5,135,000	円	円 7,600,000	円	円 △2,465,000
			令和4年度	円 522,182,000	円	円 469,900,000	円	円 52,282,000	円 511,909,200	円	円 453,500,000	円	円 58,409,200	円 10,272,800	円	円 16,400,000	円	円 △6,127,200
			計	円 745,974,000	円	円 671,300,000	円	円 74,674,000	円 730,566,200	円	円 647,300,000	円	円 83,266,200	円 15,407,800	円	円 24,000,000	円	円 △8,592,200

令和5年8月28日提出  
横手市長 高橋 大

議案第 8 1 号

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

防疫等作業手当の特例を見直すため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年横手市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (防疫等作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者等（以下「感染者等」という。）に接して行う作業等又は特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号の新型インフルエンザ等であって、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項の政府対策本部が設置されたものをいう。以下同</u></p>	<p>附 則 (防疫等作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号の新型インフルエンザ等であって、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項の政府対策本部が設置されたものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</p>



じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるもの(以下「特定新型インフルエンザ等に係る作業」という。)に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

4 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染者等に接して行う作業等(次号に掲げるものを除く。) 従事した日1日につき3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染者等の身体に接触し、又は長時間にわたり感染者等に接して行う作業その他市長がこれに準ずると認めた作業 従事した日1日につき4,000円

(3) 特定新型インフルエンザ等に係る作業 従事した日1日につき1,500円(当該作業が緊急に行われたもの

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,500円(当該作業が緊急に行われたものであって、心身に著しい負担を与えると市長が認めたものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において市長が別に定める額とする。

であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めたもの  
に従事した場合にあつては、4,000円)を超えない範  
囲内において市長が別に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出  
横手市長 高 橋 大

提案理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 3 3 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 [略]

(特別利用保育の基準)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に

第35条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」

掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

### 第36条 [略]

#### 2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号の小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

### 第36条 [略]

#### 2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号の小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号におい

子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号におい



て同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 [略]

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定

て同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 [略]

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定

地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申

地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 [略]

2 [略]

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申

込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは、「法第19条第1号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する

込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは、「法第19条第1号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 4 号

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出  
横手市長 高 橋 大

提案理由

放課後児童支援員における研修終了予定者の範囲の見直しを行うため、現行条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="353 724 450 754">附 則</p> <p data-bbox="309 788 546 818">(職員の経過措置)</p> <p data-bbox="264 852 1106 1054">2 <u>この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>	<p data-bbox="1225 724 1321 754">附 則</p> <p data-bbox="1180 788 1417 818">(職員の経過措置)</p> <p data-bbox="1135 852 1977 1110">2 <u>当分の間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 85 号

横手市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定するものに行わせることができるようにするため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市都市公園条例の一部を改正する条例

横手市都市公園条例（平成17年横手市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 都市公園の設置・廃止（第3条～第7条）</u></p> <p><u>第3章 都市公園の管理（第8条～第22条）</u></p> <p><u>第4章 協議会の設置（第23条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第24条～第31条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第32条・第33条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定め、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の</u></p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるも</u></p>

福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条の公園

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

## 第2章 都市公園の設置・廃止

(都市公園の配置及び規模)

第4条 市長は、街区内に居住する者、近隣に居住する者、徒歩圏域の地区内に居住する者その他の利用対象者のため

ののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 法第2条第1項の都市公園

(2) [略]

(3) 公園施設 法第2条第2項の公園施設

(4) 有料公園施設 有料で使用させる公園施設

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(都市公園の配置及び規模)

第4条 市長は、街区内に居住する者、近隣に居住する者、徒歩圏域の地区内に居住する者その他の利用対象者のため

に都市公園を設置するときは、それぞれの利用対象者が容易に利用することができるように都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、及び利用対象者の数に応じてその規模を規則で定めるものとする。

- 2 市長は、前項以外の都市公園を設置するときは、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその規模を規則で定めるものとする。

### 第3章 都市公園の管理

(使用の禁止又は制限)

第11条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

に都市公園を設置するときは、それぞれの利用対象者が容易に利用することができるように都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、その規模は規則で定める。

- 2 市長は、前項以外の都市公園を設置するときは、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、その規模は規則で定める。

(使用の禁止又は制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、都市公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域又は公園施設の全部又は一部の使用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第12条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

3 [略]

4 有料公園施設の使用に関し必要な事項は、市長が定める。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第13条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げ

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ないと認めた場合

(2) 公園施設の破損その他の事由により使用が危険であると認めた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上必要があると認めた場合

(有料公園施設)

第12条 有料公園施設は、別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設の供用日及び供用時間は、別に定める。

3 [略]

4 有料公園施設の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第13条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げ

るとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア～ケ [略]

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア～オ [略]

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア～ウ [略]

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) [略]

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第14条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

るものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき

ア～ケ [略]

(2) 公園施設を管理しようとするとき

ア～オ [略]

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき

ア～ウ [略]

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第14条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(使用料)

第16条 [略]

(使用料)

第16条 [略]

2 使用料は、都市公園の使用の許可の際に徴収する。ただし、都市公園の使用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収する。

3 使用料の額が年を単位として定められている場合において、都市公園の使用の期間が1年未満のときは月割計算とする。

4 都市公園の使用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして使用料の額を計算する。

(使用料の減免)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長は、都市公園の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により都市公園の使用をすることができ

(監督処分)

第17条 [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) ・ (2) [略]

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(保管した工作物等に係る措置)

なくなったとき、その他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(監督処分)

第19条 [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) ・ (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(損害賠償義務)

第20条 都市公園を使用する者は、都市公園、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)



第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

第21条 [略]

第22条 [略]

第21条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第22条 [略]

(工作物等の価額の評価の方法)

第23条 [略]

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第24条 [略]

(工作物等を返還する場合の手続)

第25条 [略]

(届出)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(7) 第19条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(報告及び調査)

第27条 市長は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について報告を求め、又は関係職員に必要な場

所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、要求があるときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第29条 都市公園の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第8条、第10条から第12条まで、第16条から第19条まで、第26条及び第27条の規定（法第5条又は法第6条に係るものを除く。）は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第30条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 都市公園の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第31条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って都市公園の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第32条 都市公園を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第33条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、都市公園の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 都市公園、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支

障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第34条 指定管理者は、都市公園を利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表第3に定める範囲以内であること。

(2) 第30条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を都市公

園において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第35条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第36条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第37条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

#### 第4章 協議会の設置

(協議会)

第23条 [略]

#### 第5章 雑則

(届出)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、  
当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出な  
ければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3  
項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の  
占用に関する工事を完了したとき。

(2) 利用の許可の条件に違反した場合

(3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた  
場合

(4) 工事、保全その他の管理上の事由により、都市公  
園の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と  
認めた場合

(協議会)

第38条 [略]

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(7) 第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第25条 公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占有、第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の使用(以下「都市公園の使用」という。)をする者から、別表



第3に掲げる額の使用料を徴収する。

2 使用料は、都市公園の使用の許可の際に徴収する。ただし、都市公園の使用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収する。

3 使用料の額が、年を単位として定められている場合において都市公園の使用の期間に1年未満の端数が生じたときは月割計算により、月を単位として定められている場合において都市公園の使用の期間に1月未満の端数が生じたときは日割計算により使用料の額を計算する。

4 都市公園の使用の面積に1平方メートル未満の端数を生じたときは、その端数を1平方メートルとして使用料の額を計算する。

(使用料の減免)

第26条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第27条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長は、都市公園の使用の許可を受けた者の責めに帰するこ

とができない事由により都市公園の使用をすることができなくなったとき、その他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(報告及び調査)

第29条 市長は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について報告を求め、又は関係職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、要求があるときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

(損害賠償義務)

第30条 都市公園の使用をする者は、都市公園、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第31条 [略]

第6章 罰則

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) ・ (2) [略]

(3) 第17条第1項又は第2項(第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

2・3 [略]

第33条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

別表第3 (第16条、第25条関係)

[略]

(委任)

第39条 [略]

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) ・ (2) [略]

(3) 第19条第1項又は第2項(第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

2・3 [略]

第41条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。

別表第3 (第16条、第34条関係)

[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定するものに行わせることができるようにするため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例の一部を改正する条例

横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例（平成17年横手市条例第307号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（職員）</u></p> <p><u>第3条 木戸五郎兵衛村に、必要な職員を置くことができる。</u></p>	<p><u>（開館時間及び休館日）</u></p> <p><u>第3条 木戸五郎兵衛村の開館時間及び休館日は、規則で定める。</u></p>
<p><u>（開村時間）</u></p> <p><u>第4条 木戸五郎兵衛村の開村時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、一般見学者の入村は、午前9時から午後4時30分までとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、教育委員会が必要と認めたときは、開村時間を変更することができる。</u></p>	
<p><u>（休村日）</u></p> <p><u>第5条 木戸五郎兵衛村は、12月29日から翌年1月3日</u></p>	

までの日を休村とする。ただし、教育委員会が必要と認め  
たときは、休村日を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 木戸五郎兵衛村を使用しようとするものは、横手市  
教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受け  
なければならない。

2 [略]

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合  
は、木戸五郎兵衛村の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると  
き。

(2) 木戸五郎兵衛村、備品等を損傷し、又は滅失する  
おそれがあるとき。

(3) 営利を目的とする催し物、物品の販売又は宣伝等  
のために使用しようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、木戸五郎兵衛村の管  
理上支障があると市長が認めたとき。

(使用の許可)

第4条 木戸五郎兵衛村を使用しようとするものは、市長の  
許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、木  
戸五郎兵衛村の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 木戸五郎兵衛村、備品等を損傷し、又は滅失する  
おそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、木戸五郎兵衛村の管  
理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第8条 市長は、木戸五郎兵衛村の使用許可を受けたもの  
(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴  
収する。

(使用料の減免)

第9条 [略]

(使用料の不還付)

第10条 [略]

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、  
又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできな  
い。

(使用の許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該  
当する場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又  
は停止することができる。

(1) 使用の許可の条件に違反したとき。

(使用料)

第6条 市長は、木戸五郎兵衛村を使用するもの(以下「使  
用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 [略]

(使用料の不還付)

第8条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると  
認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又  
は停止することができる。この場合において、使用者に損  
害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した場



(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の理由により木戸五郎兵衛村の使用ができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、木戸五郎兵衛村の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 木戸五郎兵衛村の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制

限及び停止に関する業務

(2) 木戸五郎兵衛村の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、木戸五郎兵衛村に  
関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準  
に従って木戸五郎兵衛村の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 木戸五郎兵衛村を利用しようとするものは、指定  
管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、木戸五郎兵衛村の管理上必要な条件を  
付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場  
合は、木戸五郎兵衛村の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 木戸五郎兵衛村、備品等を損傷し、又は滅失する  
おそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、木戸五郎兵衛村の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、木戸五郎兵衛村を利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を木戸五郎兵衛村において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反

(原状回復義務)

第13条 使用者は、木戸五郎兵衛村の使用が終わったとき、若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、木戸五郎兵衛村、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、木戸五郎兵衛村の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、木戸五郎兵衛村の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、木戸五郎兵衛村又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 [略]

別表 (第8条関係)

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
旧寺田家	1時間につき	550円
旧佐藤家		550円
旧黒石家		550円
旧近野家		550円
広場		550円

備考

(委任)

第21条 [略]

別表 (第6条、第15条関係)

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
旧寺田家	営利を目的としない場合	1時間につき	550円
	営利を目的とする場合		1,100円
旧佐藤家	営利を目的としない場合		550円
	営利を目的とする場合		1,100円
旧黒石家	営利を目的としない場合		550円
	営利を目的とする場合		1,100円
旧近野家	営利を目的としない場合		550円
	営利を目的とする場合		1,100円
広場	営利を目的としない場合		550円
	営利を目的とする場合		1,100円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 [略]

1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 [略]

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

山内浄化センターの処理機能を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。



横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例

(横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積、<u>計画処理人口及び1日最大処理能力</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 1日最大処理能力 1,040立方メートル</u></p> <p>(2) 集落排水事業</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積及び<u>計画処理人口</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 集落排水事業</p> <p>ア・イ [略]</p>

<p><u>ウ 1日最大処理能力 3,660立方メートル</u></p> <p>(3) 浄化槽市町村整備推進事業</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 1日最大処理能力 2,783立方メートル</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(3) 浄化槽市町村整備推進事業</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
--	--

(横手市下水道条例の一部改正)

第2条 横手市下水道条例(平成17年横手市条例第269号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略]	目次 第1章 [略]

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準（第2条の2～第2条の6）

第2章・第3章 [略]

第3章の2 終末処理場の維持管理（第16条の2）

第4章・第5章 [略]

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。

（2） 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

（3） 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

（4） 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道で市が設置するものをいう。

（5） 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準（第2条の2）

第2章・第3章 [略]

第4章・第5章 [略]

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水

（2） 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設

（3） 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道で市が設置するもの

（4） 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道

をいう。

(6) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場

をいう。

(7) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備を

いう。

(8) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施

設をいう。

(9) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設を

いう。

(10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定

事業場をいう。

(11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用す

る者をいう。

(12) 水道及び給水装置 それぞれ水道法（昭和32年法

律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9

項に規定する給水装置をいう。

(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおお

むね1月の期間をいう。

(5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備

(6) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設

(7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定  
事業場

(8) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用す  
る者

(9) 水道及び給水装置 それぞれ水道法（昭和32年法  
律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9  
項に規定する給水装置

(10) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおお  
むね1月の期間

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準のうち排水施設の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じない

よう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らず、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

2 前項の規定は、次の公共下水道については、適用しない。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第2条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあ

(1) 工事を施工するために仮に設けられるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの

っては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、  
又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じない  
よう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める  
措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるものの  
ほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定め  
る数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、  
排除すべき下水を支障なく流下させることができるものと  
すること。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部  
分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が  
講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下  
水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の  
設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられて  
いること。



(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第2条の5 第2条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第2条の6 前3条の規定は、次の公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる  
公共下水道

第8条 終末処理場からの放流水の水質を法第8条の技術上  
の基準に適合させるため、次に定める基準に適合しない下水  
(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道  
に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続し  
て排除する使用者は、除害施設を設け、又は当該水質の基準  
に適合させるための必要な措置を講じなければならない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9  
条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定め  
る数値

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含  
有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に  
600ミリグラム未満

第8条 削除

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未  
満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラ  
ム以下

### 第3章の2 終末処理場の維持管理

(終末処理場の維持管理)

第16条の2 法第21条第2項の規定による終末処理場の  
維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚  
泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節  
すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちた  
ときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように  
定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないよ

うに水量又は水圧を調整すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第7条又は第8条の規定に違反した使用者

(3)～(7) [略]

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第7条の規定に違反した使用者

(3)～(7) [略]

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 88 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 天下森スキー場ヒュッテ新築工事（建築本体工事）  |
| 2 | 工 事 場 所     | 横手市増田町狙半内字夏虫沢 1 8 8 番地   |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 条件付き一般競争入札   |
| 4 | 契 約 金 額     | 3 8 7, 0 9 0, 0 0 0 円  |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市安田字堰端 9 番地 1<br>半田・丸茂 天下森スキー場ヒュッテ新築工事（建築本体工事）<br>特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社半田工務店<br>代表取締役 半田 志保子 |

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出

横手市長 高 橋 大

### 提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 89 号

財産の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を購入する。

1	名 称	消防ポンプ自動車	1 台
2	契 約 の 方 法	指名競争入札	
3	購 入 金 額	80,300,000 円	
4	購入の相手方	横手市寿町1番28号 株式会社タカギ 代表取締役 高橋 征宏	

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出  
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年横手市条例第 67 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第90号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和5年8月28日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。



## 廃止路線

路線 番号	路線名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
400497	大沢南部線	横手市雄物川町大沢字堂ノ下 8 1	842.38	6.90 ~4.10
		横手市雄物川町大沢字大沢 9 4 - 3		
400498	大沢南部2号線	横手市雄物川町大沢字大沢 7 0	496.27	8.10 ~2.80
		横手市雄物川町大沢字天王前 4 0		
400499	大沢南2号線	横手市雄物川町大沢字大沢 9 0	746.23	5.50 ~2.90
		横手市雄物川町大沢字天下屋敷 1 5 3		
400517	稻荷丁線	横手市雄物川町大沢字大沢 2 5 2	236.66	9.40 ~4.50
		横手市雄物川町大沢字若宮 2 6		
800178	大和更生園線	横手市大雄字八柏谷地 7 0 - 1	97.52	5.20 ~5.20
		横手市大雄字八柏谷地 6 6		

議案第 9 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出  
横手市長 高 橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 認定路線

路線 番号	路線名	起 点	延長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
210017	上町下川原線	横手市増田町増田字上町 8 8 - 1	621.60	20.00
		横手市増田町増田字下川原 9 3 - 1 7		~7.10
210018	上町北原東線	横手市増田町増田字上町 5 8 - 3	2,010.30	20.20
		横手市増田町増田字北原東 2 5 7		~5.20
400499	大沢南 2 号線	横手市雄物川町大沢字天王前 1 2 9	532.00	4.50
		横手市雄物川町大沢字天下屋敷 1 5 3		~2.80
400517	稻荷丁線	横手市雄物川町大沢字堂ノ下 2 2 7	235.70	10.00
		横手市雄物川町大沢字大沢 1 4		~4.50
400532	根羽子沢清水出線	横手市雄物川町大沢字根羽子沢 5 2 - 5 (右)	213.10	18.00
		横手市雄物川町大沢字清水出 3 3 - 5 (右)		~8.00
400533	大沢バイパス側道 1 号線	横手市雄物川町大沢字大沢 3 - 2 (右)	1,157.30	10.30
		横手市雄物川町大沢字天王前 5 2 - 1		~4.50
400534	大沢バイパス側道 2 号線	横手市雄物川町大沢字大沢 2 0 (右)	112.10	7.00
		横手市雄物川町大沢字大沢 3 4 - 4 (右)		~5.00
400535	大沢バイパス側道 3 号線	横手市雄物川町大沢字大沢 4 4 - 7	158.20	5.00
		横手市雄物川町大沢字大沢 3 4 - 3		~4.00

## 認定路線

路線 番号	路線名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
400536	大沢バイパス側道4号線	横手市雄物川町大沢字大沢86-3	126.00	8.50 ~2.70
		横手市雄物川町大沢字大沢71		
400537	大沢バイパス側道5号線	横手市雄物川町大沢字大沢87-10	195.20	15.00 ~3.00
		横手市雄物川町大沢字天王前70-2(右)		
400538	大沢バイパス側道6号線	横手市雄物川町大沢字大沢100	51.00	4.50 ~3.00
		横手市雄物川町大沢字大沢100-5		
410018	雄物川大沢東西線	横手市雄物川町大沢字清水出32-3	1,126.60	34.50 ~7.50
		横手市雄物川町大沢字天王前57-1		
720008	山内石田下黒沢線	横手市山内黒沢字石田130-2	220.00	13.90 ~5.00
		横手市山内黒沢字下黒沢37-1		

議案第92号

令和5年度横手市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度横手市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,012,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月28日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		4,660,681	6,200	4,666,881
	2 基金繰入金	4,579,356	6,200	4,585,556
歳入	合計	60,006,100	6,200	60,012,300

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		12,401	6,200	18,601
	1 農林水産業施設災害復旧費	5,400	6,200	11,600
歳出	合計	60,006,100	6,200	60,012,300

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和5年度林道萱峠線地すべり調査解析・測量設計業務委託	令和6年度	令和6年度	29,491



# 一般会計補正予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	4,660,681	6,200	4,666,881
計	60,006,100	6,200	60,012,300

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	12,401	6,200	18,601					6,200
計	60,006,100	6,200	60,012,300					6,200

## 2. 歳入

## 19 款 繰入金

## 2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,981,075	6,200	2,987,275	1 財政調整基金 繰入金	6,200	財政調整基金繰入金 6,200
計	4,579,356	6,200	4,585,556			

### 3. 歳出

#### 11 款 災害復旧費

##### 1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 林業施設災害復旧費	3,400	6,200	9,600				6,200	10 需用費	4,490	林業施設災害復旧事業 6,200
								13 使用料及び 賃借料	870	
								15 原材料費	840	
計	5,400	6,200	11,600				6,200			

## 議案第93号

### 令和5年度横手市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度横手市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,719,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,731,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年8月28日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		18,917,000	640,004	19,557,004
	1 地方交付税	18,917,000	640,004	19,557,004
15 国庫支出金		8,976,448	28,542	9,004,990
	2 国庫補助金	4,195,633	28,542	4,224,175
16 県支出金		4,124,924	22,635	4,147,559
	2 県補助金	1,888,597	22,635	1,911,232
19 繰入金		4,666,881	△1,135,702	3,531,179
	1 特別会計繰入金	81,325	66	81,391
	2 基金繰入金	4,585,556	△1,135,768	3,449,788
20 繰越金		800,000	2,189,943	2,989,943
	1 繰越金	800,000	2,189,943	2,989,943
22 市債		7,364,800	△26,322	7,338,478
	1 市債	7,364,800	△26,322	7,338,478
歳入	合計	60,012,300	1,719,100	61,731,400

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,201,334	△150,404	9,050,930
	1 総務管理費	8,390,431	△150,404	8,240,027
3 民生費		15,198,342	27,983	15,226,325
	2 児童福祉費	5,561,480	27,983	5,589,463
4 衛生費		7,013,528	7,243	7,020,771
	1 保健衛生費	4,086,872	7,243	4,094,115
6 農林水産業費		3,516,936	29,416	3,546,352
	1 農業費	3,192,715	29,416	3,222,131
7 商工費		2,509,307	6,300	2,515,607
	1 商工費	2,509,307	6,300	2,515,607
10 教育費		4,328,333	4,533	4,332,866
	4 社会教育費	864,587	300	864,887
	5 保健体育費	1,411,424	4,233	1,415,657
13 諸支出金		247,862	1,794,029	2,041,891
	1 基金費	247,862	1,794,029	2,041,891
歳出	合計	60,012,300	1,719,100	61,731,400



第2表 継続費補正  
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等解体・改修事業（旧十文字文化センター）	238,962	令和5年度	71,690
				令和6年度	167,272

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理費	7,772

第4表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和5年度「第3期健康よこて21」計画策定支援調査業務委託	令和6年度	令和6年度	4,152

第5表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設等照明LED化事業	14,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	16,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
臨時財政対策債	184,000		155,578					



# 一般会計補正予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

## 歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税	18,917,000	640,004	19,557,004
15 国庫支出金	8,976,448	28,542	9,004,990
16 県支出金	4,124,924	22,635	4,147,559
19 繰入金	4,666,881	△1,135,702	3,531,179
20 繰越金	800,000	2,189,943	2,989,943
22 市債	7,364,800	△26,322	7,338,478
計	60,012,300	1,719,100	61,731,400

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	9,201,334	△150,404	9,050,930			2,100		△152,504
3 民生費	15,198,342	27,983	15,226,325	16,150				11,833
4 衛生費	7,013,528	7,243	7,020,771	7,242				1
6 農林水産業費	3,516,936	29,416	3,546,352		22,635			6,781
7 商工費	2,509,307	6,300	2,515,607	5,150				1,150
10 教育費	4,328,333	4,533	4,332,866					4,533
13 諸支出金	247,862	1,794,029	2,041,891					1,794,029
計	60,012,300	1,719,100	61,731,400	28,542	22,635	2,100		1,665,823

## 2. 歳入

## 11 款 地方交付税

## 1 項 地方交付税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	18,917,000	640,004	19,557,004	1 地方交付税	640,004	普通交付税 640,004
計	18,917,000	640,004	19,557,004			

## 15 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	373,453	16,150	389,603	4 児童福祉費補助金	16,150	保育所等整備交付金 16,150
3 衛生費国庫補助金	360,502	7,242	367,744	1 保健衛生費補助金	7,242	過疎地域持続的発展支援交付金 7,242
4 商工費国庫補助金	1,107	5,150	6,257	1 商工費補助金	5,150	インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業補助金 5,150
計	4,195,633	28,542	4,224,175			

## 16 款 県支出金

## 2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費補助金	939,219	22,635	961,854	1 農業費補助金	22,635	夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金 3,007 夢ある園芸産地創造事業費補助金 △8,288

16 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						低コスト技術等導入支援事業費補助金 17,616 企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業費補助金 3,714 晩霜害からの果樹産地復旧支援事業補助金 450 化学肥料低減機械等導入支援事業補助金 6,136
計	1,888,597	22,635	1,911,232			

19 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 介護保険特別会計繰入金	1	66	67	1 介護保険特別会計繰入金	66	介護保険特別会計繰入金 66
計	81,325	66	81,391			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,987,275	△1,135,768	1,851,507	1 財政調整基金繰入金	△1,135,768	財政調整基金繰入金 △1,135,768
計	4,585,556	△1,135,768	3,449,788			



20 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	800,000	2,189,943	2,989,943	1 繰越金	2,189,943	繰越金 2,189,943
計	800,000	2,189,943	2,989,943			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	2,615,700	2,100	2,617,800	1 総務管理事業債	2,100	脱炭素化推進事業債 2,100
8 臨時財政対策債	184,000	△28,422	155,578	1 臨時財政対策債	△28,422	臨時財政対策債 △28,422
計	7,364,800	△26,322	7,338,478			

### 3. 歳出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6財産管理費	1,254,914	△153,638	1,101,276				△153,638	12委託料	△1,071	財産経営推進計画実施事業 △153,638
								14工事請負費	△152,567	
7企画費	3,479,956	901	3,480,857				901	8旅費	786	企画総務費 901
								18負担金補助 及び交付金	115	
9地域局費	387,897	2,333	390,230		2,100		233	14工事請負費	2,333	横手総合交流促進施設費 2,333
計	8,390,431	△150,404	8,240,027		2,100		△152,504			

#### 3 款 民生費

##### 2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1児童福祉総務費	1,128,461	27,983	1,156,444	16,150			11,833	18負担金補助 及び交付金	27,983	保育所整備助成事業 27,983
計	5,561,480	27,983	5,589,463	16,150			11,833			

#### 4 款 衛生費

##### 1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4母子保健費	179,866	7,243	187,109	7,242			1	10需用費	2,919	母子保健事業 7,243

一般会計

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							11 役務費	40		
							12 委託料	3,647		
							13 使用料及び 賃借料	637		
計	4,086,872	7,243	4,094,115	7,242			1			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	1,416,379	19,628	1,436,007	19,628			18 負担金補助 及び交付金	19,628	農業経営支援事業 3,714 作物振興事業 △2,152 果樹振興事業 450 スマート農業普及支援事業 17,616	
6 畜産振興費	111,878	8,288	120,166	3,007		5,281	18 負担金補助 及び交付金	8,288	畜産経営支援事業 8,288	
8 農地費	939,975	1,500	941,475			1,500	18 負担金補助 及び交付金	1,500	かんがい排水事業 1,500	
計	3,192,715	29,416	3,222,131	22,635		6,781				

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 観光費	157,804	6,300	164,104	5,150			1,150	12 委託料	6,300	観光誘客推進事業	6,300
計	2,509,307	6,300	2,515,607	5,150			1,150				

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
4 芸術文化振興費	221,529	300	221,829				300	18 負担金補助及び交付金	300	増田まんが美術館費	300
計	864,587	300	864,887				300				

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 スポーツ振興費	613,301	4,233	617,534				4,233	14 工事請負費	4,233	体育施設総務費	4,233
計	1,411,424	4,233	1,415,657				4,233				

13 款 諸支出金

1 項 基金費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 財政調整基金費	3,045	1,494,980	1,498,025				1,494,980	24 積立金	1,494,980	財政調整基金積立金 1,494,980
3 目的基金費	243,674	299,049	542,723				299,049	24 積立金	299,049	公共施設等総合管理推進基金積立金 299,049
計	247,862	1,794,029	2,041,891				1,794,029			

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,179,300	2,100	7,181,400	4,707,233		4,707,233	48,877,610	2,100	48,879,710
(1)総務	2,615,700	2,100	2,617,800	729,663		729,663	8,429,259	2,100	8,431,359
3. その他	185,500	△ 28,422	157,078	2,029,186		2,029,186	16,505,008	△ 28,422	16,476,586
(4)臨時財政対策債	184,000	△ 28,422	155,578	1,894,531		1,894,531	15,909,008	△ 28,422	15,880,586
合 計	7,364,800	△ 26,322	7,338,478	6,791,161		6,791,161	65,618,404	△ 26,322	65,592,082

議案第94号

令和5年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,434,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,229,772	△194,648	2,035,124
	2 基金繰入金	194,649	△194,648	1
9 繰越金		1	529,436	529,437
	1 繰越金	1	529,436	529,437
歳入	合計	13,099,597	334,788	13,434,385



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 基金積立金		1	68,163	68,164
	1 基金積立金	1	68,163	68,164
6 諸支出金		1,547	266,625	268,172
	1 償還金及び還付加算金	1,546	266,559	268,105
	2 繰出金	1	66	67
歳 出	合 計	13,099,597	334,788	13,434,385



# 介護保険特別会計補正予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,229,772	△194,648	2,035,124
9 繰越金	1	529,436	529,437
計	13,099,597	334,788	13,434,385

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 基金積立金	1	68,163	68,164					68,163
6 諸支出金	1,547	266,625	268,172					266,625
計	13,099,597	334,788	13,434,385					334,788

## 2. 歳入

## 8 款 繰入金

## 2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付準備基金繰入金	194,649	△194,648	1	1 介護保険給付準備基金繰入金	△194,648	介護保険給付準備基金繰入金 △194,648
計	194,649	△194,648	1			

## 9 款 繰越金

## 1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	529,436	529,437	1 繰越金	529,436	繰越金 529,436
計	1	529,436	529,437			

### 3. 歳出

#### 3 款 基金積立金

##### 1 項 基金積立金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護保険給付準備基金積立金	1	68,163	68,164				68,163	24 積立金	68,163	介護保険給付準備基金積立金 68,163
計	1	68,163	68,164				68,163			

#### 6 款 諸支出金

##### 1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 償還金	1	266,559	266,560				266,559	22 償還金、利子及び割引料	266,559	償還金 266,559
計	1,546	266,559	268,105				266,559			

#### 6 款 諸支出金

##### 2 項 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般会計繰出金	1	66	67				66	27 繰出金	66	一般会計繰出金 66
計	1	66	67				66			

議案第95号

令和5年度横手市財産区特別会計補正予算（第2号）

令和5年度横手市の財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月28日提出  
横手市長 高橋 大



## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 醍醐財産区事業収入		390	4,398	4,788
	1 財産収入	19	4,098	4,117
	2 繰入金	360	153	513
	4 諸収入	1	147	148
歳入	合計	101,720	4,398	106,118

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 醍醐財産区事業費		390	4,398	4,788
	2 総務費	59	4,398	4,457
歳出	合計	101,720	4,398	106,118



# 財産区特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 醍醐財産区事業収入	390	4,398	4,788
計	101,720	4,398	106,118

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 醍醐財産区事業費	390	4,398	4,788				4,245	153
計	101,720	4,398	106,118				4,245	153

2. 歳入

7 款 醍醐財産区事業収入

1 項 財産収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 財産売払収入	0	4,098	4,098	1 立木売払収入	4,098	立木売払収入 4,098
計	19	4,098	4,117			

7 款 醍醐財産区事業収入

2 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	360	153	513	1 財政調整基金繰入金	153	財政調整基金繰入金 153
計	360	153	513			

7 款 醍醐財産区事業収入

4 項 諸収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	147	148	1 雑入	147	雑入 147
計	1	147	148			

### 3. 歳出

#### 7 款 醍醐財産区事業費

#### 2 項 総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 財産管理費	58	300	358			147	153	12 委託料	300	財産管理費	300
2 財政調整基金費	1	4,098	4,099			4,098		24 積立金	4,098	財政調整基金費	4,098
計	59	4,398	4,457			4,245	153				